

広報 北条砂丘

平成12年4月発行 No.5

編集・発行 北条砂丘土地改良区 東伯郡北条町下神1108-1
☎(0858)36-2004 FAX(0858)36-2620

第49回 通常総代会開催

平成12年3月23日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、大栄町吉田町長、北条町 井上助役のご臨席を賜り、第49回通常総代会を開催しました。

総代56人（定数65人、出席率86%）の出席をいただき、議長には北条町 松神の濱田要太郎総代が選出され、提出された21議案を原案のとおり承認し午後3時35分閉会しました。

濱根理事長は「農業情勢が厳しい中、役職員一丸となって適正な運営に努力していく。しかし、維持管理費については特別会計からの繰入で財源不足を補っているが、近年、繰入額が過大となっている。このまま繰入が増大すれば10年程度で特別会計の財源が不足し、維持管理費が大幅に上がることになる。将来を見通した適正な繰入を検討し、平成12年度の維持管理費を10a当たり8,800円（500円値上げ）とすることにご理解願いたい。

老朽化した畠かん施設の更新とともに砂丘當農の活性化を図るために、今年度は下北条地区組合員の96%の同意を得て県営畠地帯総合整備事業（担い手育成型）に着手することとなった。また、同事業の大栄地区調査設計が実施され、平成13年度採択に向けて推進していくことを要旨とした挨拶を行いました。

なお、提出議案のうち平成10年度決算及び平成12年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成10年度 一般会計決算》

(収入)		(支出)	
科目	決算額	付記	
1組合費	129,124,647円	経常賦課金、特別賦課金	
2助成金	9,440,172	町補助金	
3財産収入	40,959	預金利子	
4使用料手数料	749,000	施設使用、手数料	
5繰入金	11,345,538	特別会計から経常費他繰入	
6長期借入金	13,220,000	平準化事業費	
7雑収入	200,864,290	配管移設、手数料 他	
8維持管理適正化事業	5,562,000	県土連事業交付金	
9繰越金	357,649	前年度繰越金	
合計	370,704,255		
	差引残額	847,410円	は翌年度に繰越し

《平成10年度 決済金特別会計決算》

(収入)		(支出)	
科目	決算額	付記	
1決済金	17,040,225円	4.5ha 地区除外	
2雑収入	1,048,739	預金利子 自動車積立	
3繰越金	168,485,115	前年度繰越金	
合計	186,574,079		

《平成10年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)		(支出)	
科目	決算額	付記	
1一般会計繰入金	2,000,000円		
2雑収入	97,031	預金利子	
3繰越金	29,050,977	前年度繰越金	
合計	31,148,008		

《平成10年度 財産目録》

平成11年5月31日調整

摘要	要	金額
【資産】		
<u>流動資産</u>		
(1) 現金及び預金		
(2) 未収賦課金（維持管理費、ほ場整備事業、かんがい排水事業）		
<u>特定資産</u>		
(1) 職員退職給与積立見返預金		
(2) 転用決済金積立見返預金		
<u>基本財産</u>		
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金		
<u>固定資産</u>		
事務所及び水槽 3,459m ² 江北貯水槽 859m ²		
由良東浜排水機場、溜池 660m ² 由良西浜揚水機場、貯水槽 2,131m ²		
雜種地 968m ²		
資産合計		209,522,879円

【負債】

長期負債		金額
<u>長期負債</u>		
(1) 農林漁業金融公庫 (ほ場整備事業)		
(2) 鳥取中央農業協同組合北条町支所 (償還平準化事業)		
(3) (ほ場整備事業)		
(4) (かんがい排水事業)		
積立金		206,376,549
<u>積立金</u>		
(1) 職員退職給与引当金積立金		
(2) 転用決済金積立金		
負債合計		761,392,840円

《平成12年度 一般会計予算》

(収入)

科 目	予 算 領	付 記
1 組合費	126,197 千円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	9,826	町補助金
3 財産収入	20	預金利子
4 使用料及び手数料	101	土地使用料、手数料 他
5 繰入金	18,149	特別会計から経常費他繰入
6 長期借入金	47,580	平準化事業、畑総事業
7 雑収入	103	過年度未収金 他
8 維持管理適正化事業	4,635	県土連事業交付金
9 事業推進費	3,500	畑総ソフト事業
10 繰越金	400	前年度繰越金
合 計	210,511	

(支出)

科 目	予 算 領	付 記
1 事務費	30,147 千円	事務費、給付会費
2 事業費	11,256	維持管理適正化事業 他
3 負担金	32,505	畑総事業、県土連負担金
4 維持管理費	39,117	揚水管理費
5 償還金及び利子	92,432	ほ場整備、かん排水、平準化償還
6 繰出金	2,001	職員退職給与金 他
7 諸費用	2,653	賦課金徵収手数料 他
8 予備費	400	
合 計	210,511	

《平成12年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科 目	予 算 領	付 記
1 決済金	3 千円	地区除外
2 雜収入	350	預金利子
3 繰越金	198,217	前年度繰越金
合 計	198,570	

(支出)

科 目	予 算 領	付 記
1 繰出金	18,149 千円	一般会計繰出金
2 繰越金	180,421	次年度繰越金
合 計	198,570	

《平成12年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)

科 目	予 算 領	付 記
1 一般会計繰入金	2,000 千円	
2 雜収入	59	預金利子
3 繰越金	35,235	前年度繰越金
合 計	35,294	

(支出)

科 目	予 算 領	付 記
1 退職給与金	1 千円	
2 繰越金	35,293	次年度繰越金
合 計	35,294	

★ 平成12年度の組合費について

◆徴収期日

1期	維持管理費	前期	平成12年 7月1日～ 7月31日
2期	維持管理費	後期	平成12年 8月1日～ 8月31日
3期	かんがい排水事業特別負担金	前期	平成12年 9月1日～ 10月 2日
4期	かんがい排水事業特別負担金	後期	平成12年 10月1日～ 10月31日
5期	ほ場整備事業特別負担金		平成12年 11月1日～ 11月30日

◆徴収金額(10アール当り)

イ	維持管理費	8,800円 (前期4,500円、後期4,300円)
ロ	かんがい排水事業特別負担金	8,470円 (前期4,470円、後期4,000円)
ハ	ほ場整備事業特別負担金 江北浜新田場地区	6,590円
	国坂地区	9,190円

* 維持管理費について、これまで10a 当り8,300円を維持するため、平成11年度予算では特別会計から1,470万円(10a 当り2,160円相当)を繰入しています。本来、適正な繰入額は、これまでの地区除外面積(道路、水路、宅地等)約100haに対して維持管理費10a 当り8,300円を掛けた830万円ですが、現状は180%の過大繰入となっています。このまま維持管理費10a 当り8,300円を続けば、10年程度で特別会計積立金が無くなり、無くなつた時点で10a 当り1万円以上の賦課金となります。改良区として将来を見通した適正な繰入を行う必要があり、今年3月の総代会において10a 当り8,800円(500円値上げ)を承認いただきました。組合員の皆様には農業情勢厳しい状況の中ではありますがあなたの理解をうけますようお願い申し上げます。

★ 地区除外申請及び決済金について

農地転用(地区除外)される場合には、まず土地改良区に申し出てください。かんがい施設を調査の上、改良区運営に支障がない場合、農業委員会の申請に必要な同意書を交付します。また、下記のとおり決済金が必要です。

道路、河川用地等の公共事業として用地買収された場合でも地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかない場合、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

[平成12年度決済金]

1	維持管理費決済金(10アール当)	273,968 円
2	償還金決済金(10アール当)	
イ	かんがい排水(自動化)事業	43,783 円
ロ	ほ場整備事業 江北浜新田場地区	46,892 円
	国坂地区	81,040 円

(注)

- 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- かんがい排水事業及びほ場整備事業決済金は、過去において国、県の補助を受け実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額農林漁業金融公庫、JA鳥取中央への償還に充当するものです。

★ こんなときは必ず手続きを

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは土地改良区に届出下さい。

- 組合員が死亡されたとき
- 土地を売買したり譲渡したとき
- 住所や氏名の変更があったとき
- 農業者経営移譲年金を受給されるとき

※上記のことは当事者が届出をしなければならないことになっております。
(土地改良法第43条) (組合員資格得喪通知書は改良区にあります。)

« « « お願い・お知らせ » » »

◆組合費は納期限に完納を

土地改良区は毎年度予算を確定し、組合費によって運営しております。組合費は納期限内に完納していただきますようお願いいたします。

◆組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかります。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますが、近年パイプの破損事故が多発して平成10年、11年では3日に1回の割合で漏水事故がおこっています。漏水を発見された場合は、改良区に至急ご連絡下さい。(電話 36-2004, 36-2620)